

運 営 規 程

指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護

医療法人泰山会 グループホーム みよし ファミリー園

第1条（目的）

この規定は、医療法人泰山会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用についての必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（事業の目的）

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して共同生活住居での家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたり利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

第3条（事業所の名称等）

事業所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 グループホーム みよし ファミリー園
- ② 所在地 大分市森町西一丁目4番8号

第4条（運営の方針）

- ・ 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- ・ 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援するとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。また家族の情報開示の求めに応じて閲覧。
- ・ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては利用者がその有する能力を最大限活用することが出来るような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないように配慮するとともに利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他様々な方法により利用者

が主体的に事業に参加するように適切な働きかけに努めるようにする。

- ・ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- ・ 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

第5条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者1名以上（管理者は、従業員の管理や指定認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申込についての調整、業務の実施状況の把握などの管理を一元的に行う。）
- ② 計画作成担当者 1名（計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。）
- ③ 介護従事者 12名（内1名、計画作成担当者含む）で対応し夜勤業務時間帯は2名以上（利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき、ア、入浴・排泄・食事・着替え等の介護、イ、日常生活上の世話、ウ、日常生活の中での機能訓練、エ、相談・援助を行う。）

利用者の心身の状況に応じ利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持ってサービス提供する。利用者の食事やその他の家事等については原則として利用者と介護従事者が共同で行うように努める。

- ④ 人員基準
- ⑤ 設備基準

第6条（認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員）

利用定員は、2ユニット18名とする。（1ユニット9名×2）

第7条（認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、要支援2から要介護5までの要介護者であって、認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、日常生活における援助等を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、問題行動減少させ、安定した生活を支援するものとする。

第8条（利用料その他の費用額）

利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護及び指定

介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活事業に係る、地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。

その他の利用料(1日あたり)

家賃	1,366 円
食費	1,365 円
水道光熱費	595 円
その他(注1参照)	実費
注1：日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 理美容・オムツ代・洗濯代 食費、水道光熱費は消費税含む。	

月の中途における入居については日割計算とする。退去時が月の中途であってもその当月分の賃料の日割り計算はしないものとする。

利用料の支払は、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする（振込み手数料は利用者側の負担となります）。又は、三好医院窓口にて現金支払の受付をする。

第9条（入退居に当たりの留意事項）

要支援者、要介護者等が指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に入居するに当たりの留意事項は、次のとおりとする。

- 1 要介護者・要支援2の者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態であることを確認するものとする（自傷他害等の恐れがないこと）。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であることを認めた場合は、適切な他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

第10条（秘密保持）

- 1 本事業所の職員は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密をもらすことがないよう、必要な処置を講ずる。

第11条（損害賠償）

- 1 利用者に対する介護サービス提供中に、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第12条（衛生管理）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 職員は感染症等に関する知識の習得に努める。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための取組義務。管理者は、感染症及びまん延を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。管理者は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、実際に感染症が発生した場合を想定した対応訓練を定期的に行うものとする。
- 4 感染症を想定した訓練の実施。平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応を行うこと
※サービス種別に応じ、年1回又は年2回以上実施する

第13条（緊急時における対応策）

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

第14条（非常災害対策）

- 1 職員は地震及び火災等の非常災害に際して、入居者の人命の安全確保を最優先とした避難・誘導等の措置を取らなければならない。（防火管理者 三好 厚子 ）

（業務継続計画）

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

行う。

第15条（利用者からの苦情を処理）

- 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）担当者の配置
（担当者） 上尾 三知代 （Tel） 097-523-5500 （FAX） 097-523-5500
- 2 円滑かつ迅速に苦情処理するための処理体制・手順・苦情があった場合は、ただちに相談担当者が相手方に連絡を取り、直接訪問するなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。
- 3 （ハラスメントの防止・対応）
 - ① 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。
 - ② 施設は、従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

第16条（その他運営についての重要事項）

- 1 職員の質の向上を図る為、研修等の機会を設ける。
- 2 事業所は事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 事業者は、従業員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

事業者は、従業員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

第17条（虐待防止に関する事項）

- 1 虐待の通報、届け出の窓口
担当者 上尾 三知代
- 2 虐待防止の処理体制
 - ・利用者の保護安全の確保に努め虐待のサインを逃さないよう常に本人、家族、職員の状況を観察し、早期発見に努める。
 - ・虐待の疑いがある場合、関係機関などとの一元化を図る。
 - ・具体的な調査を行い、関係機関との会議を開き利用者の安全確保と人権擁護に努める。
- 3 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講ずる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことがものとする）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を6ヶ月に1回、3ヶ月に1回以上は実施する

(附則)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。